



## EU 域内におけるローミング料金の撤廃に向けた政策動向

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

情報通信研究部 研究員 平井 智尚

### 概要

EU では域内の居住国外におけるモバイル通信に際して利用者が支払う料金、いわゆるローミング料金が 2017 年 6 月 15 日に撤廃される。EU はローミング料金の引き下げ、ならびに撤廃に向けた取り組みを約 10 年にわたって実行してきた。本稿ではローミング料金の撤廃に至るまでの経緯と、ローミング料金の撤廃決定後に検討が進められている諸課題について概観する。

### 1. ローミング料金の段階的な引き下げ

欧州委員会は、EU 域内におけるモバイル通信の国際ローミング料金が高額であるという問題意識のもと、規制による料金の引き下げを 2000 年代後半から段階的に実施してきた。

2006 年 7 月、欧州委員会はローミング料金に上限を設定する法的な拘束力を持つ規制案を提示した<sup>1</sup>。欧州委員会の提案は、欧州議会で賛成多数で承認され、2007 年 6 月 30 日に規則は発効した<sup>2</sup>。同規則に基づくローミング料金の体制は「Euro tariff（ユーロタリフ）」と名付けられ、2007 年 6 月 30 日以降の料金は、EU 域内の渡航先（居住国外）からの通話は、発信が 1 分あたり上限 0.49 ユーロ、着信は同 0.24 ユーロ、卸売料金は同 0.3 ユーロに設定された。そして 2008 年夏期（後に 8 月 30 日に決定）と 2009 年夏期（後に 7 月 1 日に決定）に段階的に携帯ローミング料金は引き下げられることとなった。

以後ローミング料金は段階的に引き下げられ、その対象も通話だけでなく、テキスト・メッセージ（SMS）やデータ通信へと拡大された。また、消費者の保護や選択肢の拡大を図る措置も盛り込まれた。2009 年 7 月に発効した規則では、テキスト・メッセージのローミング料金が引き下げられ、データローミング（卸売）の上限設定、ビル・ショック（想定外の料金高額請求）対策が導入された<sup>3</sup>。このうちビル・ショック対策については、加入者が居住国外でモバイル・インターネットを利用した場合、ローミング利用料金の上限が自動的に 1 か月あたり 50

<sup>1</sup> European Commission, 12/07/2006, Roaming charges: Commission proposes to cap the high cost of using mobiles when travelling within the EU (IP/06/978)

<sup>2</sup> European Commission, 25/06/2007, EU Roaming Regulation enters into force across all 27 Member States on 30 June (IP/07/870)

<sup>3</sup> European Commission, 01/07/2009, End of 'roaming rip-off': cost of texting, calling, surfing the web abroad to plummet from today thanks to EU action (IP/09/1064)

ユーロに設定された。次いで、2012年7月に発効した規則では、競争の導入と消費者の選択肢の増加という観点から、居住国外に滞在中の利用者が、居住国で契約している事業者とは別のローミングサービスを選択することが2014年7月1日以降から可能となった<sup>4</sup>。

#### ローミング料金（小売）の推移（付加価値税別）

	2007年6月30日以降	2014年7月1日以降	2016年4月30日以降
通話料金 (1分当たり)	0.49 ユーロ	0.19 ユーロ	国内料金 +最大 0.05 ユーロ
着信料金 (1分当たり)	0.24 ユーロ	0.05 ユーロ	0.0114 ユーロ
SMS・発信 (1通当たり)		0.06 ユーロ	国内料金 +最大 0.02 ユーロ
データ (1MB 当たり)		0.2 ユーロ	国内料金 +最大 0.05 ユーロ

欧州委員会ウェブサイト等を参考に作成<sup>5</sup>

## 2. デジタル単一市場とローミング料金の撤廃

EU 域内におけるローミング料金は段階的に引き下げられ、その対象も SMS やデータ通信へと拡大されてきた。しかし、EU はローミング料金の引き下げではなく完全撤廃を政策目標として掲げてきた。

EU は 2010 年 5 月に公表した中長期的な情報通信戦略「欧州デジタル・アジェンダ (Digital Agenda for Europe)」において「デジタル単一市場 (Digital Single Market)」の実現を掲げた<sup>6</sup>。デジタル単一市場とは、デジタル分野のコンテンツ、サービス、事業が国境を越え、EU 全域で流通・展開される環境を指す。欧州委員会は EU 域内におけるローミング料金の撤廃をデジタル単一市場政策の目玉の一つとして位置づけ、料金の撤廃に向けた取り組みを進めてきた。そして、2015 年 6 月、EU 域内におけるローミング料金の撤廃及びネットワーク中立性に関する規則の導入について、欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の 3 者間で合意に達し、2017 年 6 月 15 日に EU 域内における小売のローミング料金は一律に撤廃されることとなった<sup>7</sup>。

3 者間の合意後は、卸売のローミング料金、節度のないローミング利用を防ぐための「フェ

<sup>4</sup> European Commission, 28/06/2012, Digital Agenda: Wave goodbye to mobile internet rip-offs from 1 July; voice and SMS prices to fall also (IP/12/709)

<sup>5</sup> European Commission, Roaming Tariffs

<sup>6</sup> European Union, A Digital Agenda for Europe (COM (2010) 245)

<sup>7</sup> European Commission, 30/06/2015, Commission welcomes agreement to end roaming charges and to guarantee an open Internet (IP/15/5265)

アユース（公正利用）ポリシー」、各国の通信事業者の健全な経営を維持していくためのメカニズムといった争点がローミング料金の撤廃に当たっての検討課題として提起され、パブリック・コンサルテーションが実施された<sup>8</sup>。

### 3. ローミング料金の撤廃実施に向けた課題

ローミング料金の撤廃に向けた検討課題のうち、卸売ローミング料金の問題については、欧州委員会が2016年6月に卸売のローミング料金を規制する提案を採択した<sup>9</sup>。先に実施されたコンサルテーションや欧州電子通信規制者団体（BEREC）の見解など様々な意見をふまえて、卸売のローミング料金の上限を通話が1分あたり最大0.04ユーロ、SMSが1件あたり最大0.01ユーロ、データ通信が1MBあたり最大0.0085ユーロに設定された。欧州委員会の提案は一部が修正され（通話が1分あたり最大0.03ユーロ、データ通信が1ギガバイトにつき4ユーロから1ユーロまで上限額を漸減）、2016年11月に欧州議会で可決された<sup>10</sup>。

また、検討課題の一つに数えられていたフェアユースポリシーについても、2016年9月5日に欧州委員会は規制案を公表し、ローミングサービスの利用について、年間90日間までは自国における利用と同額料金が適用され、仮に年間90日を超えた場合には、卸売ローミング料金の上限（上記参照）を超えない範囲での料金の上乗せが移動体通信事業者に認められるという案が示された。しかし9月21日、欧州委員会でデジタル単一市場部門を担当するアンシブ副委員長は先の提案を撤回し、ローミングサービスの乱用や料金の上乗せに関する対応は各事業者に任せるという案を示した<sup>11</sup>。

まず、ローミングサービスの乱用に関しては、加入者のローミング利用が居住国のトラフィックを超えているか、長期間アクティブではなかったSIMカードがローミングに使用されているか、ローミング用途で複数のSIMを契約しているか、といった観点から事業者が判断するという案が示された。次いで、超過料金については、先の提案と同様に卸売ローミング料金の上限を超えない範囲とし、事業者は過剰利用が認められた加入者に対してその旨を通知したうえで、加入者が過剰利用を認めた場合に超過料金が適用されるという案が示された。なお、加入者は事業者が課す超過料金に対して不服を申し立てることが可能で、最終的には国内の規制機関に判断をおおぐことができるという案も示された。

2016年12月8日には、9月の提案を補足するかたちで、消費者の権利の明確化やセーフガ

<sup>8</sup> European Commission, 26/11/2015, Have your say on measures related to the end of roaming charges in the EU

<sup>9</sup> European Commission, 15/06/2016, Commission prepares the ground for the end of roaming charges in June 2017

<sup>10</sup> European Parliament, 29/11/2016, End of roaming charges: Industry MEPs cap wholesale prices for use of networks

<sup>11</sup> European Commission, 21/09/2016, End of roaming charges in the EU in 2017: Commission agrees on new approach to make it work for all Europeans (IP/16/3111)

ードの導入を盛り込んだ提案を欧州委員会は公表した<sup>12</sup>。まず、「安定したリンク (stable link)」という概念が提起され、国境周辺労働者、国外派遣労働者、学生、退職者など居住国以外の国に一定期間滞在する者に対してはローミング制限の適用が免除される。次いで、過剰なローミング利用が疑われる利用者に対する観察期間は最短 4 か月に設定し、過剰なローミング利用に対する追加料金の請求といった措置を実行する際には、その 14 日前に事業者は利用者に対して通知しなければならない。この他、ローミング料金の撤廃に伴う収益の減少を国内の通信料金の値上げで補うことを防止するための料金プランもこのたびの草案には盛り込まれている。一連の提案を盛り込んだフェアユースポリシーに関する規則は、2016 年 12 月 15 日に欧州委員会によって公表され、EU 官報への掲載後、規則として発効する。

ローミング料金の撤廃は 2017 年 6 月に実施される予定であるが、各種の課題については検討が続けられ、方針の設定に苦慮している様子もうかがえる。実施までの残りの期間における EU の政策、ならびに実施後に浮かび上がる諸問題など、EU におけるローミング料金の撤廃をめぐる動向は今後も引き続き注視していくことが求められる。

---

<sup>12</sup> European Commission, 08/12/2016, End of roaming charges: Commission determined to make it work (IP/16/4322)